字樋ヶ垰二九六、貝原字平谷五六〇、字スズミ谷大野五六一、金持字寸ヶ平七、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一、二二、字屋根垰三三、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、字妙見谷五六、六五、六九から七二まで、字妙見谷尻八三、字西ヶ市一八八の一、一八九から一九二まで、字影ノ向二〇〇、二〇二の一、二〇三、字梨子ノ木畑二一五、二一七、二一八、二二七から二三〇まで、字湯谷上ミ平二三一、二三八、二三九、二四一から二四三まで、字細入二五〇、二七三から二七五まで、字道ノ上二九七、三〇〇の一、三〇四の一、三〇四の二、字家ノ上エ三七一から三七六まで、一八八一の一、一八八一の二、一八八二、一八八三の一、一八八三の三、一八八四から一八八六まで、字滝ノ根三九九、四〇〇、字田ノ上四一九から四二一まで、四二三、字小谷四二五から四二七まで、字栗ノ木四六一から四六五まで、字上ノ山六五一から六六〇まで、字家ノ前六六四から六六七まで、字下モ土居谷六九三から六九九まで、七〇一から七〇七まで、七〇八の一、七〇八の二、字上ミ土居谷七〇九の一から七〇九の四まで、七一〇の二、七一三、七一五、七一六、七一九、字タカウメ七八三から七八七まで、字平ル畑右九一二の七一、字ソラメ一〇六一の二、一〇六一の三、一〇六三、字池ノ元屋敷廻リ一一六三、一一六四の一、一一六四の三、一一七七、字水ノ元一一八〇から一一八二まで、一一八八、一一八九の一から一一九〇の三まで、一一九一の一、一一九一の二、一一九二の一、一一九二の二、一二一九、一二二〇の一、字長樋一二二五、一二二六、字段一二八八の一、一二八九、字段谷一二九〇から一二九七まで、字裏細一三〇七の一、一三〇七の三、一三〇七の四、一三〇八の一から一三〇八の三まで、一三〇九、一三一〇、一三一二、一三一三、一三一九、字上ミ滝谷一三二〇から一三二三まで、一三二四の一、一三二四の三、一三二五、一三二六、一三二七の一、一三二九、字ニタ又一三三〇、一三三一の一、一三三一の二、一三三二、一三三四一、一三四四から一三四九まで、字教路垰一三五〇から一三五三まで、一三五六から一三五九まで、一三六〇の一、一三六一の一、字渡瀬上リ一三七一の一、一三七二、字広瀬一三八〇、一三八二の一、一三八一の二、一三八二、一三八三、字下モ滝谷一三八四、一三八六から一三九一まで、字地蔵谷一三九二、一四〇一の一、一四〇一の二、一四〇二、一四〇三から一四〇六まで、字下モ地蔵谷一四二五、一四三二、一四三二の一、字古川一五二〇の二、一五二二、一五二三、字柿ノ木平ラ一五二四、一五二九、一五三〇、一五三二、字三井平一五三三から一五三六まで、字長畑一五三九から一五四一まで、一五四二の一、一五四二の二、一五四三から一五四七まで、一五五〇、字籠谷一五五一から一五五四まで、字高目一五七〇の一、一五七一から一五七三まで、字小原一五七七の一、一五七八、一五七九の二、一五八〇の一、一五八〇の二、字ニノ渡瀬一六二二の一、字河原田ノ上エ一六二四の一、字障子滝一六三三から一六三六まで、一六三七の一、字カケ横路一六三八の一、字フロノ崎一八三六から一八三八まで、字フロノソネ一八三九、一八四一、一八四四、一八四四の一、一八四五から一八四七まで、字中ノ垰一八四八から一八五二まで、字手前ノ垰一八五三から一八六二まで、一八六六、字中ノソネ一八六八、一八七〇、一八七一、字後谷奥一八七二の三、一八七二の五から一八七二の一一まで、一八七二の一三、一八七二の一五、一八七四の五、一八七四の六、一八七五の三、字家ノ空一八七六から一八八〇まで、字家ノ向一八八七、一八八八の一、一八八九、一八九〇、字大垰一八九六、一八九七、字牛房垰一八九八、一八九九、一九〇一、一九〇三、一九〇五から一九〇八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県亀山市関町金場字金場六八一、六八二の一から六八二の三まで、六八二の五、六八四から六九一まで、六九四、七〇四、七〇五、七〇七、七〇八の一、七〇九、字植切六五五の一、六五五の三、六六四の一、六八〇の一、六八〇の二、六八〇の五、安坂山町字五門一一〇一の一、字奥與谷一一三の一一、字貝城一一六五の六九、字船石二九〇〇の一、関町萩原字前田五二三、五二七、五二九、五三〇、五三二の一、五三八の一、五三九、関町新所字寒風八九の三、八九の四、九〇の二、加太梶ケ坂字虻谷三五三一の五から三五三一の八まで、関町越川字島苅一の一三、字コヲセ一六の一二、関町沓掛字番屋二〇三、二〇三の一、二〇三の三から二〇三の九まで、字樋尻谷二〇五の一から二〇五の六まで、二〇六の一、二〇九、二五〇の三、二五一の一、二五三の一、加太板屋字滝谷五〇一七の一、関町市瀬字野々谷七三五の二から七三五の四まで、七三六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五門一一〇一の一・字奥與谷一一一三の一一・字貝城一一六五の六九・字船石二九〇〇の一一・字前田五二三・五二九・五三〇・五三二の一・五三八の一・五三九・字寒風八九の三・八九の四・九〇の二・字島苅一の一三・字コヲセ一六の一二・字番屋二〇三の一・二〇三の八・字樋尻谷二〇五の三・二〇五の六・二〇六の一・二〇九・二五一の一・二五三の一・字滝谷五〇一七の一・字野々谷七三五の三・七三五の四（以上二六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県高松市塩江町安原上東字田中二六四七の四、二六四七の四一から二六四七の四三まで、塩江町上西甲字一ッ内二〇八六の八、二〇八六の四七、二〇八六の五二、二〇八六の八六から二〇八六の九一まで、二〇八六の九三、字細井二一七六の三五、二一七六の四六、二一七六の八七から二一七六の八九まで、二一八二の六、二一八三、二一八四の二から二一八四の四まで、二一八五の一、二一八七の一、二一九〇の一九、二一九〇の二〇、二一九〇の三四から二一九〇の三七まで、二四九九、字小出川二三〇四の一、二三〇四の二、二三〇五の一、二三〇五の三、二三〇五の七、二三〇五の九、二三〇五の一〇（国有林）、二三〇九の一、二三〇九の二、二三〇九の八（国有林）、二三〇九の一一、二三〇九の一二、観音寺市大野原町海老済字石砂谷乙八七の四、乙八九、乙九〇の三、乙九二の三、乙九三の一、乙九三の三、乙九四の一、乙九四の三、仲多度郡まんのう町中通字平川四八三の一、四八三の二（国有林）、四八三の三、四八三の四・四八三の五（以上二筆国有林）、四八五の一、四八五の二から四八五の五まで（以上四筆国有林）、勝浦字茂地倉二三三一の五、二三三一の一二、二三三一の一三、川東字川ノ奥二四九三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。